

各専修学校設置者 殿

東京都生活文化局私学部長
服部 勇樹
(公印省略)

令和8年度大学等における修学の支援に関する法律に基づき授業料等減免を行う
専修学校（専門課程）の機関要件に係る確認申請書の提出について（通知）

標記の件について、「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）（以下「法律」という。）」及び「文部科学省令第六号（令和元年六月二十八日）」に基づき定められた確認申請書の提出について、通知します。

法律第三条第1項の確認を新たに求める専修学校（専門課程）及び既に修学支援の対象機関（確認校）となっている専修学校（専門課程）については、必ず下記のとおり関係書類を作成の上、提出願います。

記

1 確認申請書等の都へ提出が必要な様式及び作成方法等の掲載

以下の資料は、全て東京都私学部のホームページに掲載していますので、下記URLよりダウンロードし、内容を事前に十分ご確認の上、作成・ご提出をお願いします。

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/kankeisya/hojokin/0000001326/0000001463/0000001327>

(1) 確認申請書のイメージ

ア 令和8年度 高等教育の修学支援新制度 確認申請書の作成及び提出イメージ

→ これから作成・提出いただく確認申請書様式及び各種提出物の全体イメージについて記載したものです。関係書類の作成にあたり、まず、こちらからご覧ください

(2) 法人単位で作成する様式

イ 大学等における修学の支援に関する法律に基づく機関要件の確認申請書の提出について（国及び都が定める添付資料⑩）

→ 都が指定する様式です。法人（設置者）が各学校の分をまとめて記載して下さい。

(3) 確認申請書様式について

ウ 確認申請書様式（様式第1号、様式第2号の1、様式第2号の2、様式第2号の3、様式第2号の4、様式第2号の4別紙）

→ 国が指定する確認申請書様式です。このワードファイル及びエクセルファイルに記入して、申請書を作成します。この様式は全国统一の様式であり、項目の加除はできません。これらの作成方法は、後記「エ 確認申請書記載要領（東京都版）」及び「オ 確認申請書記載例（東京都版）」を参照してください。

エ 確認申請書記載要領（東京都版）

→ 確認申請書様式に、記載方法、注意点、ご用意いただく根拠資料などを、それぞれの項目の場所に追記したものです。申請書を作成する際は、主にこの資料を確認頂くことになります。

オ 確認申請書記載例（東京都版）

→ 確認申請書様式の記載例です。国が作成した「機関要件の確認事務に関する指針」は大学を想定しているため、専門学校を想定した記載例を作成しました。「エ 確認申請書記載要領（東京都版）」と合わせてご確認ください。

(4)国及び都が定める添付資料について

カ 国及び都が定める添付資料一覧

→ 提出が必要となる国及び都が定める添付資料について、より詳細に解説をした説明資料です。各添付資料が確認申請書様式のどの項目に対するものとなっているのか、各提出物を用意するにあたっての注意点は何か等、一覧にまとめられております。ご準備いただく際に、ご活用ください。

キ 国及び都が定める添付資料を作成するにあたっての参考例等

- a 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表（国及び都が定める添付資料①）
 - b 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画(シラバス)（国及び都が定める添付資料②）
※②は令和8年度から原則として新規校のみ提出する資料となりました。
 - c 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料（国及び都が定める添付資料④）
 - d（学校法人等）事業活動収支計算書（国及び都が定める添付資料⑤）
 - e（学校法人等）貸借対照表（国及び都が定める添付資料⑥）
 - f 確認申請を行う年度において設置している学科等の一覧（国及び都が定める添付資料⑦）
- 国及び都が定める添付資料のうち、参考となる様式例や記載例について示したものです。様式は任意形式ではありますが、資料を準備する際にご活用ください。

(5)公表を行っていることを示す資料について

ク 公表資料（一覧）

→ 確認校として公表が必要な事項の一覧です。

(6)既に確認校になっている学校が更新確認の申請を行う際の留意点について

ケ 既に確認校になっている学校が更新確認の申請を行う際の留意点

→ 令和7年度以前に都から修学支援の対象機関（確認校）としての通知を受け、今年度は更新確認の申請を行う学校向けの留意点を示したものです。

(7)確認申請書類の提出方法等について

コ 確認申請書の提出方法およびチェックリスト

→ 確認申請の綴じ方や提出方法の解説と、提出用の申請書類のチェックリストです。

サ 令和8年度 都内私立専門学校 確認校番号一覧

(8)質問の受付について

シ 高等教育の修学支援新制度（確認申請）に係る質問票

→ 本件に関する質問等を令和8年5月20日(水)までお受けします。詳細は後記「4 質問

の受付について」をご参照ください。

2 提出書類・提出部数・提出方法・提出先

送付資料「コ 確認申請書の提出方法およびチェックリスト」を参照し、郵送及びデータにより都が指定する宛先へ提出してください。

3 提出期限等

令和8年6月30日(火)必着厳守

※上記〆切は、大学等における修学の支援に関する法律施行規則に規定されている提出期限です。書類が整い次第、速やかなご提出にご協力をお願いします。

4 質問の受付について

本件通知の内容を踏まえ、確認申請について不明点・疑問点等がある場合は、「高等教育の修学支援新制度（確認申請）に係る質問票」に質問事項等を御記入いただき、5月20日（水）までに下記メールアドレスまで送付をお願いいたします。ご質問に対する回答は、後日、質問と回答（Q&A）形式で取りまとめた上で、以下の東京都生活文化局私学部ホームページ

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/kankeisya/hojokin/0000001326/0000001463/0000001327>

に掲載します。

5 確認申請に係る留意事項について

(1) 国が作成した「機関要件の確認事務に関する指針（2026年度版）」は、容量が大きいため、以下のURL(文部科学省ホームページ)よりダウンロードしてください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/1418410.htm

(2) 提出された確認申請書及び添付書類等に不備があった場合、各校へ連絡の上、期限を付して補正を求めますので、ご対応いただくようお願いいたします。

(担当)

東京都 生活文化局 私学部 私学振興課（修学支援担当）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 18階北側

電話 03 (5320) 4239 (ダイヤル)

メール S1161501@section.metro.tokyo.jp